

府内中学校 校長 様

大阪府消費生活センター所長

中学生向け啓発リーフレットの活用について（お願い）

日ごろから、消費者行政の推進について格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、消費者教育・消費者啓発の一環として、インターネットによる教材配信のほか、各種啓発事業等を実施しているところです。

近年、中学生が携帯電話やスマートフォン、パソコンを利用する機会が増え、それに伴ってさまざまな消費トラブルが発生していることから、未然防止に向けて、標記リーフレットを作成いたしました。最近のトラブル事例やアドバイス、消費行動に関する正しい知識など、イラストを用いて分かりやすく紹介していますので、中学生向けの消費者教育教材として活用していただければと考えています。なお、ご説明いただく際は、裏面の資料もご参考にしていただければ幸いです。

本資料は毎年度改訂し、中学2年生の生徒数をもとに府内中学校に配布しています。

つきましては、昨年と同様、貴校 **2年生生徒数分**を送付いたしますので、授業等でご活用いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

また、今後の参考とするため、同封のアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。（ファクシミリにてご回答ください。あて先と番号はアンケート用紙に記載しています。）

(担当)

大阪府消費生活センター 延廣

住 所 大阪市住之江区南港北 2-1-10

アジア太平洋トレードセンター I T M棟 3階

電 話 06-6612-7500、FAX 06-6612-0090

E-mail NobuhiroA@mbox.pref.osaka.lg.jp

(裏面にこのリーフレットを配布する際に使っていただける原稿があります。

コピーするなどして、ぜひご活用ください。)

10分で解説!!

「消費ってな～に？」リーフレットの説明について



(教員)

みなさんは自分自身で契約をしたことはありますか？

「ある・・・？」「ない！」「わからない・・・」



(生徒)

(お時間があれば) それはどんな契約ですか？

実は・・・

コンビニでお菓子を買うのも契約です。

私たち消費者がコンビニで「お菓子をください。」と言い、
店員さんが「はい。」と言った時に、契約は成立します。

このように、契約書がなくても、原則、**口約束で成立**します。



このように、皆さんの周りにも、契約はたくさんあります。

このリーフレットでは、「オンラインゲーム課金」等の、中学生の皆さんにも
起こりうる契約トラブルや消費行動について、クイズ形式で学ぶことができ
ます。ぜひ挑戦してみましょう。

(お時間があれば、配付した際に挑戦してみてください。)

以下の内容も
お伝えください。

2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられました。

18歳からは“**大人**”になります！

“未成年が結んだ契約は取り消せる場合がある”という

「未成年者取消権」は使用できません！（詳しくは中学校3年生で学習します）

**契約をするときには、本当に必要かよく考え、保護者や周りの人の意見も聞いて
慎重に行いましょう！**

消費生活の中でトラブルにあったときや困ったなと思ったときは一人で悩まずに

消費者ホットライン **188 (いやや!) 番**に相談しよう！！

お住まいの市町村などの消費生活相談窓口*につながります。

*専門の資格を持った相談員等が、みなさんからの相談内容を聞き取って助言を
行います。(相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。)